

別表十八の三の記載の仕方

- 1 この申告書は、外国法人である普通法人が法人税及び地方法人税について中間申告又は中間申告に係る修正申告をする場合に記載します。
- 2 「法人税額の計算」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「修正・更正・決定の年月日」は、当期の開始の日以後6月を経過した日の前日までに最後に法人税について修正申告書を提出した日又は更正若しくは決定（国税通則法第25条の規定による決定をいいます。以下同じ。）の通知のあった日を記載します。
 - (2) 前期に措置法第62条第1項《使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例》に規定する使途秘匿金の支出がある場合には、「同上のうち土地譲渡税額及びリース特別控除税額取戻税額」には、前期の別表一の三「6」の外書の金額及び当該申告書の「18」の外書の金額の合計額を加えた金額を記載します。
 - (3) 「月数換算」の分母の空欄には、前期の月数（歴に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。）を記載します。
- 3 「地方法人税額の計算」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「修正・更正・決定の年月日」は、当期の開始の日以後6月を経過した日の前日までに最後に地方法人税について修正申告書を提出した日又は更正若しくは決定の通知のあった日を記載します。
 - (2) 前期に措置法第62条第1項に規定する使途秘匿金の支出がある場合には、「同上のうち土地譲渡税額及びリース特別控除税額取戻税額」には、前期が令和元年10月1日以後に開始する課税事業年度にあつては別表一の三の「6」の外書の金額に10.3%を乗じた金額及び当該申告書の「18」の外書の金額に10.3%を乗じた金額の合計額を加えた金額を記載し、前期が同日前に開始した課税事業年度にあつては当該申告書の「6」の外書の金額に4.4%を乗じた金額及び当該申告書の「18」の外書の金額に4.4%を乗じた金額の合計額を加えた金額を記載します。
 - (3) 「月数換算」の分母の空欄には、前期の月数（歴に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。）を記載します。